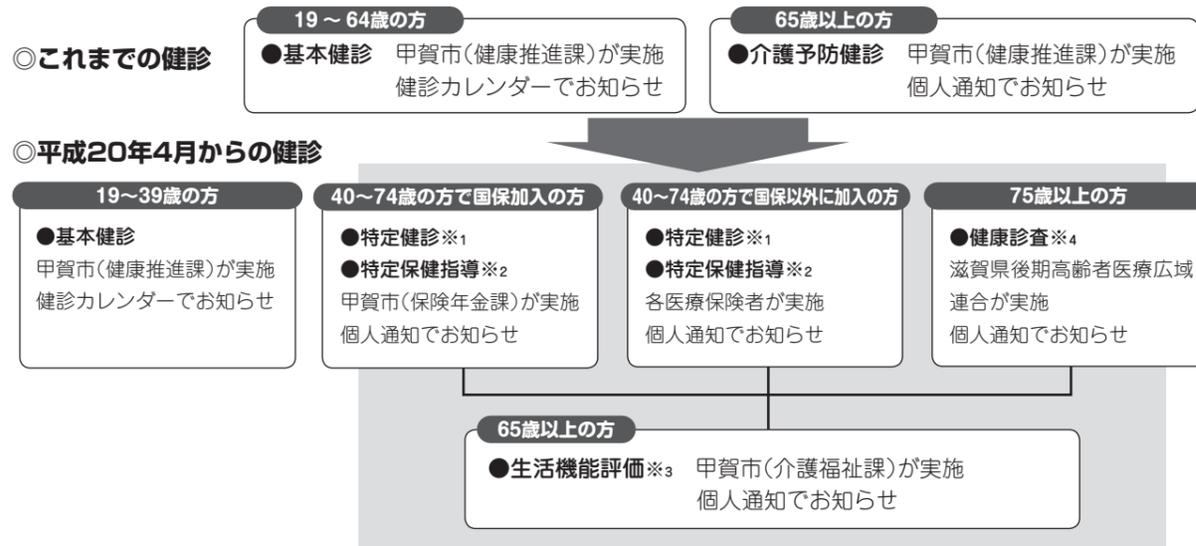


健診の制度が変わります

平成20年4月から法律の改正により、健診の実施主体や連絡方法が変わります。これまで、市が実施していました40～74歳の方の健診は「**特定健診**」、75歳以上の方の健診は

「**健康診査**」として医療保険者が実施します。(後期高齢者医療制度) また、65歳以上の方の介護予防健診は、「**生活機能評価**」に変わります。



保・険・証・が・変・わ・り・ま・す

国民健康保険の被保険者証が 新しくなります

現在お使いの国民健康保険の被保険者証(保険証)は、3月31日が有効期限のため、4月1日付けで新しくなります。



新しい保険証は3月末までに、各被保険者に届くよう郵送します。配達の際に不在の場合は、配達日から1週間以内に、郵便局へ受け取りに行くか、郵便局へ配達日を指定する連絡をしていただくこととなります。1週間を過ぎたときは、市役所で保管します。

3月中に保険証を受け取ることができなかった方は、保険年金課国保年金係まで連絡いただき、保険年金課または最寄りの支所まで、旧の保険証と印鑑を持って、受け取りに来てください。再郵送を希望される場合も、連絡をお願いします。

なお、4月から保険証はカードになり、今までやのの保険証を持っておられた方については交付申請をしていただく必要はありません。

次のようなときは、**すぐ届出をしてください。**

- ・保険証を紛失したとき
- ・保険証が汚れて使えなくなったとき

・職場の健康保険に加入したとき

・家族の健康保険の扶養になったとき

保険証を受け取ったら、加入者全員の保険証があるか、名前や生年月日に誤りがないか確認してください

※保険証は他人に貸したり、借りたりすることはできません。

短期証・資格証明書を交付します。

半年以上、国民健康保険税を滞納された場合は期限の短い「保険証」を、交付することになります。1年以上の長期にわたり滞納し、納税ができていない場合は保険証の代わりに資格証明書を交付します。資格証明書で受診すると、かかった費用は全額自己負担しあとで払い戻しの手続きをすることになります。なお、保険証の更新のときに滞納している方を対象に納税相談の通知を送付しますので、ご相談ください。

問い合わせ
保険年金課 国保年金係

☎65-0688 FAX63-4618

高齢者医療制度にかかる凍結措置

70歳以上75歳未満の方を対象とする前期高齢者医療制度は、平成20年4月から自己負担率の引き上げが予定されていましたが、平成21年3月まで、据え置かれることになりました。

また、医療費が高額になった場合の自己負担限度額も、据え置かれることになりました。

なお、平成20年3月31日で有効期限の切れる、国民健康保険の高齢受給者証をお持ちの方へは3月末に新しい証を郵送します。

平成20年 第1回・甲賀市議会臨時会

第1回甲賀市議会臨時会が2月12日(火)に開催されました。審議、可決された議案は次のとおりです。

◎条例

- ・甲賀市介護保険条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ・甲賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例

◎補正予算

- ・平成19年度甲賀市介護保険特別会計補正予算(第3号)

問い合わせ
保険年金課 老保医療係
☎65-0688 FAX63-4618

『後期高齢者医療被保険者証』 に変わります

平成20年4月1日から現行の「老人保健制度」が廃止され、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。これに伴い、「老人保健法医療受給者証」と「健康保険証」に代わる「後期高齢者医療被保険者証」を送付します。平成20年4月1日以降に受診の際は、医療機関等の窓口へ提出してください。なお、新しい保険証の交付申請手続きは不要です。

◇対象者は…

- ① 75歳以上の方
- ② 65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にあることにつき認定を受けた方

■※1特定健診とは

内臓脂肪がベースになって起こるメタボリックシンドロームの予防に着目した健診。

特定健診後には、メタボリックの判定を行い、結果を通知します。

40歳以上65歳未満の方は、市が実施する集団健診、65歳以上75歳未満の方は、医療機関での個別健診となります。

■※2特定保健指導とは

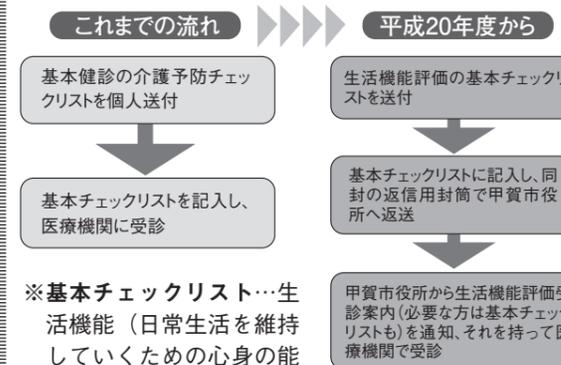
特定健診の判定結果をもとに、生活改善の必要性の度合いによって、保健師や管理栄養士などの専門家が、受診者にさまざまな形で生活改善の支援・アドバイスをを行います。

※後期高齢者医療制度については4月1日号でお知らせします。

■※3生活機能評価とは

65歳以上の方(介護認定されている方以外)を対象に、介護が必要になる状態を予防する目的で実施します。

◎生活機能評価受診の流れ



※基本チェックリスト…生活機能(日常生活を維持していくための心身の能力)の低下を調べる生活機能に関する質問票

問い合わせ

●基本健診について(健康推進課)
☎65-0703 ☎63-4591

●特定健診・健康診査について(保険年金課)
☎65-0688・0689 ☎63-4618

●生活機能評価について(介護福祉課)
☎65-0697・0699 ☎63-4085